

日行連発第329号
令和6年6月7日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
許認可業務部
部長 村山 豪彦

資源有効利用促進法省令の改正及びストックヤード運営事業者
登録規程について（周知）

標記については、「資源有効利用促進法省令の改正及びストックヤード運営事業者登録規程について（周知）」（令和5年3月20日付・日行連発第1798号）にて、お知らせしたところですが、今般、国土交通省より、令和6年6月1日に制度が全面施行されるとの周知依頼がありましたので、添付のとおりお知らせいたします。

本件につきましては、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましては、会員への周知徹底につきご協力くださいますようお願いいたします。

【添付】

- ・資源有効利用促進法省令の改正及びストックヤード運営事業者登録規程について（全面施行周知）（令和6年5月28日付・事務連絡）
 - ・＜別紙1＞資源有効利用促進法省令の改正及びストックヤード運営事業者登録規程について（概要）
 - ・＜別紙2＞建設工事から発生する土の搬出先の明確化等
 - ・＜別紙3＞令和6年6月より建設発生土の搬出先の確認が最終搬出先まで義務づけられます！
 - ・＜別紙4＞「ストックヤード運営事業者登録制度」を知っていますか？
 - ・＜別紙5＞国土交通省令第6号
 - ・＜別紙6＞国土交通省告示第157号
- ※上記、別紙1～6については1つのPDFデータとなっています。

【参考】

- ・資源有効利用促進法省令の改正及びストックヤード運営事業者登録規程について（令和5年3月13日付・事務連絡）
 - ・＜別紙1＞資源有効利用促進法省令の改正及びストックヤード運営事業者登録規程について（概要）
 - ・＜別紙2＞建設工事から発生する土の搬出先の明確化等
 - ・＜別紙3＞「資源有効利用促進法」を知っていますか？
 - ・＜別紙4＞ストックヤードの登録制度をご利用ください
 - ・＜別紙5＞国土交通省令第6号
 - ・＜別紙6＞国土交通省告示第157号
 - ・「資源有効利用促進法」を知っていますか？
 - ・ストックヤードの登録制度をご利用ください
- ※上記、別紙1～6については1つのPDFデータとなっています。